

ID: 196

担当部署: 市民生活部 市民室 上宮川文化センター

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和61年条例第11号		
【根拠条文】 (使用許可) 第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 市長は、センターの管理のため、前項の許可に必要な範囲内で条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文、第7条及び芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用許可の制限) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 営利を目的とすると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) その他市長が不適當と認めるとき。 (使用許可の順位) 第5条 使用許可の順位は、使用の申請を受理した順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、抽選によるものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日